

答申を終えて

総合計画策定審議会会長

藤田 健慈

Kenji Fujita



平成18年9月6日に本審議会が発足以来、新市の歩みを滞らせることのなきよう、専門部会のみなさまの熱心な集中審議を経て、平成19年1月17日市長に対し答申することができました。

審議会のみなさまをはじめ、ご参画いただきました市民の皆さまに心から敬意を表し、感謝申し上げます。

地方都市を取りまく環境は大きく変わり、少子高齢化や財政の逼迫は、これからの地域づくりのありかたを、考え直さねばならない時代になりました。

このことは、その地に生活する市民が地域の問題を自ら考え行動する、市民と行政がそれぞれの役割をきちんとふまえ、共に協力して地域づくりを進めていくといった「協働」のまちづくりが不可欠です。

今後、この答申をご理解いただき、合併の意義を十二分に生かし、未来に希望が持て、発展し続けるまちづくりを切望いたします。

総合計画の構成と計画期間

新名寄市総合計画（第1次）は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、計画の期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とします。

基本構想

社会経済の動向などを展望しながら、本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標を実現するための分野ごとの基本的な方針を示します。

基本計画

基本構想で示した各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

ここでは、行政が主体になる施策に加えて、市民によるまちづくりや民間活動における誘導指針、また国・道などへの要望的な事項も盛り込みます。

なお、基本計画は前期計画（平成19年度から平成23年度）と後期計画（平成24年度から平成28年度）に区分します。前期計画は熟度の高い内容とし、後期計画は前期5年間における施策の進捗状況を総合的に点検し評価を行います。

実施計画

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業の事業内容や事業期間などを定めます。

実施計画は、登載した事務事業の目

